

別表1

	出張旅費に係る補助金対象経費	提出書類
1	パック旅行経費	領収書の写し
2	公共交通機関利用経費 (鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)	公共交通機関の領収書の写し
3	宿泊経費(部屋代、朝食代)	パック旅行以外の場合は領収書の写し
4	社用車による出張経費 (ガソリン代、有料道路の利用に係る経費)	有料道路の利用経費は領収書の写し又はETC履歴確認が必要

※ 県外セールスを行うに当たっての上記対象経費がわかる宿泊事業者の旅行命令書など決裁文書の写しによって代えることができる。

別表2

区分	セールス実施圏域	補助金額 (一人1回当たり)
I-①	北海道	30,000円
I-②	東北(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県)	
I-③	関東甲信越(新潟県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県)	
II	東海北陸(富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県)	25,000円
III	関西(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	20,000円
IV	中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県) 四国(香川県、徳島県、愛媛県、高知県)	15,000円
V	北部九州・山口(山口県、福岡県、長崎県、佐賀県)	10,000円
VI	隣県(大分県、熊本県、鹿児島県)	5,000円 (※宿泊が伴う場合は 10,000円)
VII	沖縄(沖縄県)	15,000円

※ 1回のセールスにおいて、圏域をまたぐ場合には、補助金額が大きい一圏域のみの金額を支給する。